

許可証

津市指令環政第 534 号

令和 6 年 3 月 25 日

許可番号 60

住 所 津市戸木町5012

事業所名 有限会社 三功

氏 名 代表取締役 片野宣之 様

津市長 前 葉 泰 幸



次のとおり許可します。

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 許可の区分 | 一般廃棄物(ごみ)の収集運搬業 |
| 2 | 許可期間 | 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和8年3月31日 まで |
| 3 | 条 件 | 別紙のとおり |

一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可条件

1 一般廃棄物収集・運搬及びごみ焼却施設・リサイクルセンターへの搬入

(1) 収集運搬

収集運搬できるごみは、津市区域内から排出される一般廃棄物とする。

収集又は運搬に当たっては、一般廃棄物が飛散や流出しないようにするとともに過積載等の法令違反がなきよう行うこと。

収集及び運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障を生じないように必要な措置を講じること。

関係法令、条例、規則を遵守し、津市の指導及び指示に従うこと。

(2) 搬入

ごみ焼却施設・リサイクルセンターへの搬入については、関係条例に従い、施設の適切な使用に努め、施設の係員の指示に従うこと。

可燃性ごみ、不燃性ごみ等を津市の分別区分に合わせて収集し、市が指定する施設に搬入すること。また、施設への通行に関しては、原則別紙地図のとおりとする。

なお、施設へ搬入を行うまでに、収集したごみを積み替え及び保管してはならない。

【ごみ焼却施設・リサイクルセンター】

問合せ先：津市環境部環境施設課（津市リサイクルセンター内）237-0671

津市西部クリーンセンター

津市クリーンセンターおおたか

可燃性ごみ

※ただし、大きさ・形状によっては、津市リサイクルセンターに搬入すること。

津市リサイクルセンター

不燃性ごみ及び上記施設で処理できない可燃性ごみ

*津市区域外からの一般廃棄物は搬入できません。

(3) 市域外への搬出（市外事業者処理施設への搬入）

市内で発生した一般廃棄物は原則、市内処理施設（1（2）又は再生利用個別指定業者）において処理することとするが、許可（更新）申請書及び添付書類（別紙1及び別紙5）において、市域外への搬出の旨を記載し申請する場合は、この限りではない。

ただし、排出者が本市へ域外搬出の事前協議を行い、受け入れ先の市町村において協議が承諾された場合に限る。

2 ごみ焼却施設・リサイクルセンターの使用禁止

次の各号に該当するときは、ごみ焼却施設・リサイクルセンターの使用を禁止する。

①業務を妨げ、施設の秩序を乱し、またはその恐れのあるとき。

②関係法令、条例及び規則に違反し、または津市の指示に従わないとき。

③その他施設の維持管理上、使用を不適当と認めるとき。

3 許可の取り消し等

許可業者が上記の「許可条件」に違反したとき、または次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、または当該業務の全部若しくは一部を停止することがある。

①「津市区域外のごみ」を上記のごみ焼却施設・リサイクルセンターに搬入したとき。

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の「許可要件」に適合しなくなったとき。

③許可業者相互の紛争などにより、市長が許可を取り消すことが適当と認めたとき。

④許可に係る業務を他に貸与、譲渡、委託させ、または抵当あるいは担保としたとき。

⑤不正な手段により、許可を取得したことが判明したとき。